



公益社団法人 被害者支援センターえひめ

サポートニュースえひめ

2017年2月28日発行

【第26号】

「被害者支援センターえひめ」の活動に寄せて

愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課長 澤田 志朗

公益社団法人被害者支援センターえひめの皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者等の支援に御尽力されていることに対しまして、心より敬意を表しますとともに、本県が進めております、「すべての人の人権が尊重される社会づくり」の実現のための取組みに御理解と御協力をいただいていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、昨年4月に、政府による「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この基本計画は、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今回の第3次基本計画では、基本方針において、犯罪被害者等の個々の事情に応じたニーズを把握して適切に支援しなければならないこと、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう中長期的に支援する観点が必要であることが追加されました。また、重点課題のひとつである、支援等のための体制整備への取組みとして、被害から回復するまでの間にニーズも変化し必要な支援の内容も変わり得ることから、中長期的な支援のための体制整備が必要であることとあわせて、被害を受けた際に誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、国や地方公共団体の施策、民間団体の取組み等についての周知を推進する必要があることが、新たに盛り込まれております。行政のみならず犯罪被害者等の支援に関わる機関・団体による個々の取組みはもちろん、これらの機関・団体が一層緊密に連携協力することが不可欠であるとともに、それぞれの取組みを広く認知してもらうことがより重要であります。

本県では、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」において、犯罪被害者等の利益権利の保護を図るため、民間団体の活動を促進し犯罪被害者等支援に関する施策を関係機関・団体と連携して行うと定めるとともに、「愛媛県人権施策推進基本方針」でも、犯罪被害者等の人権を重要課題と位置づけ、経済的支援への取組みのほか、関係機関や民間被害者支援団体等と連携して支援のための体制を整備する取組み、県民の理解と協力を得るための取組みなどを推進することとしています。こうした中、私ども人権対策課では、犯罪被害者等施策担当窓口部局として、貴センターをはじめ、国、県警本部、県関係機関、市町との日頃の情報共有等に努めるとともに、人権相談窓口として、犯罪被害等に関する相談があれば貴センター等と連携して支援するほか、人権啓発活動の一環として、「ふれあいフェスティバル」において貴センターの活動を紹介するなどの取組みを行っているところです。

犯罪被害者等の支援に求められるものが複雑多様化するとともに、全国的に整備が進んでおります性犯罪・性暴力被害者へのワンストップ支援センターへの対応など、貴センターの果たされる役割と期待はますます大きくなってまいります。私どもも、微力ながら支援のための取組みを進めてまいりますので、今後とも、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

相談電話 ☎(089)905-0150

☎受付／火～土曜日(午前10時～午後4時まで)



坊ちゃん列車 高橋 基 氏画

相談は無料です。相談の内容は、決して漏れる事はありません。安心してご相談下さい。
面接相談(無料・要予約)もできます。まずはお電話下さい。

犯罪被害者週間の取り組み 11月25日～12月1日

「犯罪被害者週間」は、今年11月25日から12月1日までの1週間全国一斉に行われました。当センターでは、広報・啓発活動等を次の通り行いました。

記念講演会の開催

平成28年11月23日、松山市若草町の松山市総合福祉センターで、シンクロナイズドスイミングで北京オリンピックに出場された石黒由美子さんが「夢をあきらめない」と題して講演され、約190人が受講しました。石黒さんは、小学校2年生の時、交通事故で重傷を負い、後遺症に苦しみながらもお母さんと2人でこれを克服して北京オリンピックに出場した体験を講演され、受講者の多くが感動を覚えました。

第2部として、愛媛県警察音楽隊ミニコンサートを行いました。



犯罪被害者支援バザー



11月13日、松山南犯罪被害者支援連絡協議会は、伊予郡砥部町の砥部町商工会館で「犯罪被害者支援バザー」を行い、当センターも参加し、パネル展示・募金等を行いました。

会場には、窯元からの砥部焼や、企業・団体等から提供された生活用品等を販売し、その売上金等の約38万円の寄付を頂きました。

その他、久万高原警察署においても同様のバザーを行って、寄付金を頂きました。

その他

ラジオによる広報、電話・面接相談の時間延長、松山市役所ロビーにおけるパネル展等の広報啓発活動等を行いました。



第51回四国4県警察音楽隊演奏会における広報啓発



12月10日(土)、11日(日)の2日間にわたり、四国管区警察局・愛媛県警察本部主催のファミリー・コンサート及び四国4県警察音楽隊演奏会がひめぎんホールにおいて開催されました。大勢の人でにぎわい、当センターも参加しセンターの活動を知っていただくために、パネル展やチラシ等を配布し広報活動を行いました。また、ステージ上で犯罪被害者支援の必要性や財政支援の理解と協力をよびかけ、たくさんの皆様から心温まる募金にご協力いただきました。ありがとうございました。

県・市・町犯罪被害者支援担当者研修会の開催

平成28年11月4日、当センター会議室に於いてセンター主催、県・警察本部共催でみだしの研修会を開催し、13名が受講いたしました。

午前中は、行政・司法・法テラスの支援について初心者を対象とし、午後は初心者と既受講者との合同研修で、大学教授等による専門的研修を行いました。この研修会は、行政との連携を図れる上でも効果を上げております。



犯罪被害者等への直接的支援に思うこと

犯罪被害相談員 二宮 哲昭

新年を迎えて1月4日の仕事始め、机の上に1枚の年賀状がありました。新年の挨拶に添えて、「どうしていいか、自分の考えはおかしくないかなど、とても不安でいっぱい時期に助けていただき本当に良かったです。まだまだ頑張ることが多いですがのりこえていこうと思います。」と丁寧な文字で明るい兆しの思いが綴られておりました。被害を受けて、精神的に悩み苦しんだのに犯人は「不起訴処分」になってしまい、うち砕かれた思いの中で賢明に闘った方からの年賀状でした。その年賀状の1枚から、私自身も「今年も頑張っていこう」と前向きな心にさせられました。

付添い等の直接的支援を通じて思うことは、被害者の方々にとって、警察・検察庁・裁判所等は直接犯罪被害に遭遇しなければ、詳しく知る必要も訪問する必要もなく、敬遠したい無縁の官庁だったかもしれません。テレビドラマ等である程度の知識はあるものの、自分がその場所に赴くとしたら、如何に不安で、心細いものなのかは容易に想像できると思います。支援に携わる者としては、その心情を理解することが最も大切なことと思います。警察も検察庁も事情聴取の場に付添えるか否かは状況によって異なるものの、被害者の方達は、すぐ近くに待機してくれていると思うだけでも随分と心が落ち着くと言われます。ずっと側に居られなくても、支援員が担当検事や刑事に面接して、付添っている事を告げてくれるだけでも安心できたとの声も聞いています。

私達が携わっている、支援活動は、個々の具体的な事案について、しっかりと秘密を守り、被害者等の方のプライバシーにも配慮しながら、そっと寄り添い、その人達が1日も早く安寧な生活を取り戻していただく事を願って可能な支援を行っている訳です。忘れてならないのは、私達がどんな支援ができたのかではなく、被害者の方達が私達の提供した支援をどう受け止め、どう感じていただけたのかにかかっているのではないかと思います。

私自身も一相談員として、微力を尽くして被害者支援活動に携わっていきたいと考えています。



命の授業

(平成28年4月～平成29年1月)

「命の授業」は、犯罪や交通事故で家族を奪われたご遺族から「命の大切さ・被害者遺族の立場・想い」を伝える講演活動です。愛媛県、警察本部、県教育委員会と連携して県内の高等学校を巡り、犯罪被害者等の心情の理解や、規範意識の向上を目指し生徒に語りかけています。

1	5月15日 松山東高等学校 1年生/334名 (交通事故被害者遺族・徳永順子氏講演)	7	10月6日 東温高等学校 3年生/221名
2	5月30日 丹原高等学校 全校生/397名	8	10月7日 宇和島東高等学校 全校生/775名
3	6月2日 伊予高等学校 全校生/884名	9	10月17日 八幡浜高等学校 全校生/421名
4	6月9日 北条高等学校 1年生/133名	10	12月9日 三島高等学校 全校生/698名
5	6月16日 松山北高等学校 全校生/992名	※2～10は、交通事故・殺人事件で、ご家族2人を亡くされた遺族・西川和子氏講演。	

交通事故にあったら、まずどうするか？

「一般社団法人日本損害保険協会」発行の資料「交通事故被害者のために」に、「交通事故にあったら、まずどうするか？」が掲載されておりましたのでご紹介します。参考にしてください。

(「一般社団法人日本損害保険協会」資料から抜粋)

豆知識

① 警察へ届ける

② 相手を確認する

③ 目撃者を確保する

④ 自分でも記録する

⑤ 医師の診断を受ける



※まず 落ち着いて行動する

※頭等強く打ったら、あまり動かない。

※怪我の状況に応じて病院への手配をしてもらう。

ホンデリング事業 ～古本の贈与で広がる支援の輪～

贈与して頂いた古本は株式会社バリューブックスで集荷・査定され、全国被害者支援ネットワークを通じて、被害者支援センターえひめに寄付金として贈与され、犯罪被害者の支援活動に活用致します。

古本の寄贈

古本の集荷・査定

寄付金の受け取り



VALLE BOOKS

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援
ネットワーク

公益社団法人
被害者支援センター
えひめ

古本5冊から送料無料
贈与承諾書を入れる

買取相当額の寄付



詳細のご説明と、贈与承諾書を送付致しますので、事務局 089-905-0170 までご連絡下さい。

平成27年度 支援活動状況

支援活動月別件数 (4月～1月)	
支援種類	件数
電話相談	121
面接相談	26
メール・手紙等	23
直接的支援	33
弁護士相談	4
臨床心理士相談	3
合計	210

電話相談内容分類	
内 訳	件数
殺人	9
強盗(致死傷)	1
性的被害	62
暴行傷害	14
交通被害	10
財産的被害	16
DV	9
ストーカー	11
虐待	1
死別・自殺	2
その他	35
計	170



自動販売機設置協力企業のご紹介

株式会社 寒川高井電機 愛媛総合警備保障株式会社(本社)

平成29年1月現在、自動販売機計47台設置のご協力を頂いております。

平成28年度には、株式会社寒川高井電機・愛媛総合警備保障株式会社(本社)のご協力を得て2台新規設置し、販売手数料の一部を当センターに寄付して頂いております。自動販売機の設置にご協力いただける企業・個人を募集しております。



平成29年度 ボランティア養成講座開催 受講生募集

犯罪被害者支援に関心をお持ちの方、受講してみませんか。

【開催日】

7月9日(日)・8月6日(日)・9月3日(日)

午前10時～午後3時まで

【場 所】

ハーモニープラザ(松山市若草町8-3)

詳細は事務局 089-905-0170 までご連絡ください。



編集後記

2017年の新しい年を迎えました。今年は、愛媛県で「第72回国民体育大会」が開催されます。1953年の第8回大会から数えて64年ぶりの開催で日増しにその盛り上がりが見られます。大会スローガンは「君は風、いしづち(石鎚山)を駆け瀬戸に舞え」とあります。県民として国体の盛況を祈りたいものです。サポートニュースも第26号の発行となりました。年明け早々から職員一同、今年の課題に向かって取り組んでおります。ワンストップ支援センターの問題や、人的基盤の充実等課題は山積ですが、足もとを見つめながら、適切な被害者支援を目指して精進したいと思っております。(事務局)

資金援助等のご支援をお願いします。

「被害者支援センターえひめ」の活動を資金面から支援していただける「賛助会員」を募っております。ご協力をお願いします。

【賛助会員年会費】

☆ 個人
1口 1,000円

☆ 法人
1口 10,000円

(1口以上何口でもご加入いただけます)

お振込先金融機関

● ゆうちょ銀行

□ 座番号

01680-4-55218

加入者名

被害者支援センターえひめ

● 伊予銀行

お振込先

森松支店 普通 1682674

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

理事長 武井 義定

● 愛媛銀行

お振込先

末広町支店 普通 8918637

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

理事長 武井 義定

事務局

〒790-1114 松山市井門町544-4 電話089-905-0170 FAX089-905-0160 ～詳しくは電話等でお問い合わせください。～

【メールアドレス】 info@shien-ehime.or.jp

【ホームページ】 http://www.shien-ehime.or.jp